

令和8年6月1日公告

市有財産（土地）売払い
一般競争入札（期間入札）
参加要領

大野市行政経営部財政経営課
公共施設再編推進室

目次

1	入札物件の概要	1
	(所在地、地目、登記面積、最低売却価格)	
2	入札の参加資格	1
	(入札に参加することができない者・欠格事項)	
3	契約の条件	1
	(用途制限、実測面積相違時の代金清算等)	
4	入札参加申込書等の配布	1
	(配布期間・配布場所・取得方法)	
5	現地確認および質問の受付	2
	(現地説明、質問の受付・回答方法)	
6	入札参加申込書の受付	2
	(受付期間・方法、提出書類、注意事項)	
7	入札参加者の資格確認	3
	(通知予定日、資格がない場合の不服申し立て)	
8	入札保証金の納付	3
	(納付方法、指定金融機関一覧)	
9	入札書等の提出	3
	(提出期間・場所、封入・押印の注意事項)	
10	入札辞退	3
	(辞退届の提出、保証金の帰属条件)	
11	開札および落札者の決定	4
	(開札日時・場所、無効事由、結果の公表)	
12	入札保証金の返還等	4
	(落札者以外への返還、落札者の保証金充当)	
13	契約保証金の納付等	5
	(通知書類の送付、差額分の納付方法)	
14	契約締結および売買代金の納付	5
	(1) 契約書の提出期限・必要書類	
	(2) 代金の納付期限	
	(3) 登録免許税相当額の納付	
15	所有権の移転等	6
	(1) 所有権移転の時期・引き渡し	
	(2) 所有権移転登記の手続き・登記識別情報の通知	
16	その他	6
	(使用言語、単位、不動産取得税等の諸税負担、問合せ先)	

1 入札物件の概要（物件詳細は、別紙「物件調書」でご確認ください。）

物件番号	所在地	現況地目 (登記地目)	登記面積	最低売却価格
1	大野市101字25番1	宅地 (宅地)	435.83 m ²	4,820,000 円
2	大野市119字11番1 外1筆	宅地 (雑種地)	738 m ²	5,620,000 円

2 入札の参加資格

次に掲げるいずれかに該当する者（団体を含む）は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する者
- (3) 大野市の市税について未納がある者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体、並びにその団体の役職員または構成員

3 契約の条件

売払い物件の売買契約には、次の条件とします。

- (1) 落札者は、売払い物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供してはならない。
- (2) 落札者は、売払い物件を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。
- (3) 登記面積により売却を行う物件については、実測面積との間に差異が生じた場合であっても、落札者は大野市に対し、面積の増減を理由とする代金の増減額を請求することはできない。
- (4) 落札者は、隣接地から売払い物件へ越境している工作物および埋設物（以下「越境物」という）の所有者に対し、当該越境物が現存する間に限り、その越境部分を無償で使用することを認める。

※上記のほか、物件調書に記載事項のうち、必要な事項が契約条件に付されます。

4 入札参加申込書等の配布

「一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）」等入札関係書類は下記により配布します。

- (1) 配布期間 令和8年6月1日（月）から6月26日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 大野市行政経営部財政経営課 公共施設再編推進室

- (3) 配布方法 窓口での交付または郵送（大野市ホームページからダウンロード可）
 ※郵送を希望する場合は、返信用270円切手を同封し請求してください。

5 現地確認および質問の受付

物件は現況有姿での引き渡しとなります。各自、必ず事前に現地をご確認ください。

(1) 現地説明

現地説明を希望される場合は、日時について事前にご相談ください。

(2) 質問の受付

質問については、下記の期間内に限り受け付け、随時回答します。

ア 受付期間 令和8年6月8日（月）から6月22日（月）まで

（土・日曜日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法 エメール：zaisei@city.fukui-ono.lg.jp / 電話：0779-64-4845

※質問者以外にも公開すべきと判断される質問事項は、大野市ホームページ上に質問と回答を公開します。

6 入札参加申込書の受付

(1) 入札参加申込書は、下記により受付します。

ア 受付期間 令和8年6月29日（月）から7月10日（金）まで

（土・日曜日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 大野市行政経営部財政経営課 公共施設再編推進室

ウ 提出方法 郵送（特定記録郵便または簡易書留）または持参。（ファックス、
 エメール不可）

(2) 提出必要書類

個人	ア 一般競争入札参加申込書 1通（様式1） ※共同で申し込む場合は、連名で申し込み、持分を記入すること。 イ 印鑑登録証明書 1通 ウ 住民票（本籍または国籍および在留情報が記載されたもの） 1通 ※住所地の市町村役場での発行となります。 エ 大野市税に係る納税証明書（全税目の納税証明書） 1通 ※非課税の場合はその証明書
法人	ア 一般競争入札参加申込書 1通（様式1） イ 印鑑証明書 1通（法人のもの） ウ 法人登記事項証明書 1通 エ 大野市税に係る納税証明書（全税目の納税証明書） 1通 ※大野市内に本店がある場合は、代表者に係る全税目の市町村税納税証明書を併せて提出すること。
その他	ア 委任状 1通（様式2） ※代理人が、入札書の提出・契約等の手続きを行う場合のみ提出が必要

(3) 注意事項

ア 各証明書等は3か月以内に交付されたものとします。

イ 提出書類の作成等に要する費用は、申込者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 共同で申し込む場合は、全員分について提出してください。

7 入札参加者の資格確認

(1) 入札参加資格の確認結果通知

ア 入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知します。

通知書発送日 令和8年7月17日（金）

入札保証金用の「納付書」、「入札書（様式3）」、「入札書提出用封筒」を同封します。令和8年7月22日（水）までに到着しない場合は、大野市行政経営部財政経営課 公共施設再編推進室までご連絡ください。

イ 入札参加資格がない旨の通知を受けた場合、その理由について書面により説明を求められます。説明を求める場合は、令和8年7月31日（金）午後5時15分（必着）までに、大野市行政経営部財政経営課公共施設再編推進室へ書面を郵送（特定記録郵便または簡易書留）または持参してください。

ウ イにより書面が提出された場合は、令和8年8月7日（金）までに書面により回答します。

8 入札保証金の納付

入札書等の提出時まで、下記大野市収納金融機関にて、入札保証金用の「納付書」により納付してください。

※大野市収納金融機関（全国の店舗で納付可能）

北陸銀行、福井銀行、越前信用金庫、北陸労働金庫、福井県農業協同組合

9 入札書等の提出

「入札書（様式3）」を封入した「入札書提出用封筒」、「入札保証金の領収書（金融機関の領収印があるもの）」、「入札保証金返還請求書（様式4）」を郵送（特定記録郵便または簡易書留）または持参してください。

(1) 提出期間 令和8年8月10日（月）から8月14日（金）まで

（祝日を除く）（午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出場所 大野市行政経営部財政経営課公共施設再編推進室

(3) 備考

ア 「入札書（様式3）」には必要事項を記載し、押印してください。

イ 「入札書提出用封筒」には「入札書（様式3）」のみを入れ、封をしてください。

ウ 提出された入札書の差し替え、訂正または撤回はできません。

エ 「入札保証金返還請求書（様式4）」は、返還手続きを迅速に行うため、入札書等と併せて提出してください。

10 入札辞退

入札参加申込書を提出した後に、入札を辞退する場合は、令和8年8月14日（金）

までに、「入札辞退届（様式5）」を大野市行政経営部財政経営課公共施設再編推進室へ郵送（特定記録郵便または簡易書留）または持参してください。なお、「入札辞退届（様式5）」を提出せず、かつ入札書を提出しなかった場合は、納付済みの入札保証金は大野市に帰属します。

1.1 開札および落札者の決定

(1) 開札の日時および場所等

ア 開札日時 令和8年8月17日（月）午前9時00分

イ 開札場所 大野市役所2階 第3会議室

(2) 入札者の立ち会い

開札への立ち会いは任意ですが、立ち会う場合は、「一般競争入札参加資格の審査結果について（通知）」と代理人の場合は併せて「委任状（様式2）」を持参してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者が行った場合

イ 入札保証金が、入札金額の100分の5の額に満たない場合

ウ 入札金額が、最低売却価格に満たない場合

エ 一の入札に対して、2通以上の入札書を提出した場合

オ 入札書において、記名押印を欠いたり、金額を訂正したり、誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な場合

カ 鉛筆、シャープペンシルその他記載内容の消去が容易な筆記用具により記入した場合

(4) 落札者の決定

最低売却価格以上かつ最高額入札者が落札者となります。ただし、落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上の場合は、直ちに抽選で落札者を決定します。

(5) 入札の執行の中止または延期

ア 不正な入札が行われる可能性があると思われるとき、または災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札の執行を中止し、または延期することがあります。

イ 入札を中止または延期する場合は、事前に入札参加者に通知します。

(6) その他

ア 今回の入札物件は最低売却価格を公表しており、全員の入札が無効の場合は、次回の入札までの間、常時売却物件として管理されます。

※常時売却物件とは、買取申込書の提出が最初にあった者に最低売却価格で売却する物件です。

イ 入札者には、開札結果を後日文書で通知します。

ウ 開札会場では、入札参加者全員の入札額および入札者名を公開します。

エ 入札者名および入札額は、開示請求等があった場合、入札参加者以外にも公表し

ます。なお、落札者が法人の場合は、担当部署を公開することがあります。

1.2 入札保証金の返還等

(1) 落札者以外の者が納付した入札保証金

ア 入札保証金の返還は、落札者決定後、1か月程度時間を要します。

イ 入札保証金を充当または返還する場合、利息は付されません。

(2) 落札者の納付した入札保証金

ア 落札者が納付した入札保証金は返還せず、契約保証金の全部または一部に充当します。

イ 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は損害金として大野市に帰属するものとします。

1.3 契約保証金の納付等

(1) 通知等の送付

落札者の決定後、落札者に対して速やかに次の通知等を送付します。

ア 市有財産の売払いについて（通知）

イ 市有財産売払契約書

ウ 契約保証金の納付書

(2) 契約保証金の納付

ア 契約締結までに、大野市収納金融機関で納付してください。

※大野市収納金融機関は「8 入札保証金の納付」の項と同じです。

イ 契約保証金は、落札額の100分の10以上の額となりますが、既納の入札保証金の差額分を納付してください。落札額の100分の10を超える額を入札保証金として納付済みの場合は、契約保証金の追加納付は不要です。

ウ 落札者が契約保証金を納付した後、正当な理由なく契約を締結しないときは、契約保証金は違約金として大野市に帰属します。

1.4 契約締結および売買代金の納付

落札者との契約締結および売買代金の納付については、次のとおりです。

(1) 契約書の提出

ア 契約期限：「市有財産の売払いについて（通知）」の通知日の翌日から起算して10日以内に契約書を提出してください。

イ 提出方法：郵送（特定記録郵便または簡易書留）または持参により提出してください。

(2) 契約締結時の必要書類

ア 「市有財産売買契約書」2通

※2通ともに署名・押印し、うち1通に所定の収入印紙を貼付のうえ、実印で消印（割印）してください。

※契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

※代理人による手続きも可能ですが、契約者名は本人（落札者）名義としてください。

イ 契約保証金の領収書（金融機関の領収印があるもの）

(3) 売買代金の納付等

ア 契約締結後、契約書（1通）および売買代金納付書を手渡しまたは郵送します。

※売買代金の額は、落札金額から契約保証金を差し引いた残額となります。

イ 売買代金は、契約締結日の翌日から起算して30日以内に全額を納付してください。

ウ 売買代金納付後、速やかに領収書（金融機関の領収印があるもの）と、登録免許税相当額の収入印紙（所有権移転登記用）を大野市行政経営部財政経営課公共施設再編推進室に提出してください。

※登録免許税は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）により固定資産税評価額の1,000分の15を乗じて得た額（100円未満切り捨て）とします。

1.5 所有権の移転等

売買物件の所有権の移転等に関する事項は次のとおりです。

(1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに、乙（買取人）へ移転するものとします。

(2) 売買物件は、所有権移転日以後、現況有姿で速やかに引き渡すものとします。

(3) 所有権移転登記は、売買代金の納付確認後、大野市が行います。

※登録免許税は購入者の負担となります。

(4) 登記完了後、登記識別情報通知を送付します。受け取り次第、速やかに「不動産受領書」を提出してください。

1.6 その他

(1) 入札の参加に際しては、本参加要領をよくお読みください。

(2) 書類等の作成に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本標準時および計量法に定める単位に限ります。

(3) 売買物件取得後の不動産取得税、固定資産税および下水道受益者負担金（未納分がある場合）等は、購入者の負担となります。

(4) その他不明な点は、下記窓口までお問い合わせください。

【窓口】 〒912-8666

福井県大野市天神町1番1号

大野市行政経営部財政経営課

公共施設再編推進室

(大野市役所2階23番窓口)

電話 0779-64-4845(財政経営課)

FAX 0779-65-8371